

# 株式会社ヴィーナストラベル募集型企画旅行 旅行条件書

本書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び契約が締結された場合は同法第12条の5に定める契約書面の一部になります

この旅行は、(株)ヴィーナストラベル(以下「当社」といいます)が旅行を企画して実施するものであり、ご参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「契約」といいます)を締結することになります。また契約の内容・条件は各コースごとに記載されている条件の他、下記条件、出発前にお渡しする「行程ご案内」と称する確定書面(以下「行程案内」といいます)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。

## 1. 旅行のお申込み方法

(1)所定の申込書(以下「申込書」といいます)に所定事項をご記入のうえ、申込金を添えてお申込み下さい。申込金は旅行代金・取消料・違約料のそれぞれ一部又は全部として取扱います。

(2)お電話等で予約申込みの場合は、当社が予約承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出して頂きます。

(3) フォクシミリやインターネットの通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件は下記のとおりです。

a) 当社は当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受けることを条件に「電話、フォクシミリ、インターネットの通信契約による旅行契約を締結する場合があります。インターネットでのお申込は当社ウェブサイトからお申込みください。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

b) 通信契約の申込みの際に、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カードの有効期限」等を当社にお申出いただきます。

c) 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払、又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は、契約成立日、後者の場合は契約解除のお申出があった日となります。

## お申込み金

| 旅行代金   | お申込み金            |
|--------|------------------|
| 2万円未満  | 5千円以上旅行代金まで      |
| 5万円未満  | 1万円以上旅行代金まで      |
| 10万円未満 | 2万円以上旅行代金まで      |
| 10万円以上 | 旅行代金の20%以上旅行代金まで |

## 2. お申込み条件

(1) 20才未満の方が単独でご参加の場合は、保護者の同意書が必要です。

(2)旅行開始日に80歳以上の方、身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、その他特別の配慮を必要とする方はその旨お申出ください。当社は可能な範囲内できれいに配慮します。この場合当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者もしくは同伴者の同行、医師の診断書の提出コースの一部について内容を変更することを条件とすることがあります。又お申込みをお断りすることがあります。なお、お客様からのお申出に基づき当社がお客様のために諸じた特別な措置に要する費用はおお客様の負担とします。

## 3. 契約の成立時期

(1)お客様との契約は、当社が契約の締結を承諾し第1項の申込金を受領したときに成立するものとします。具体的には次によります。

- a) 店頭の場合は、当社が契約の締結を承諾し、当社が第1項(1)の申込金を受領したとき。
- b) 電話等による契約の予約の場合は当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日目に当たる日までに当社が第1項(1)の申込金を受領したとき。
- c) 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立します。

## 4. 契約責任者による申込み

(1) 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表者(以下「契約責任者」といいます)から旅行のお申出があった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなして当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。

(2)契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません

(3) 当社は契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務についてはなんら責任を負うものではありません

(4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 5. 契約書面の交付

当社は契約の成立後速やかに旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます)をお渡しいたします。契約書面はパンフレット・本旅行条件書等により構成されます。当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、契約書面に記載するところによります。

## 6. 確定書面(最終日程表)の交付

当社は旅行日程または重要な運送・宿泊機関に関する確定旅行内容を契約書面において記載できない場合は、確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます)を遅くとも旅行開始日の前日までにお客様にお渡しいたします。又交付期日前であってもお問合わせがあった場合は手配状況についてご説明します。

## 7. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、海外旅行の場合は旅行開始日の14日前までに全額お支払いいただきます。

(1) 子供代金は旅行開始時に満6歳以上12歳未満の子様に適用します。

## 8. 旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃料金・宿泊費・食事代・入場

料・旅行取扱料金及び消費税等諸税。

(2)添乗員同行コースの添乗員の同行費用。  
上記費用はお客様の都合により一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

9. **旅行代金に含まれないもの**  
前第8項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1)超過手荷物料金(規定の重量、容積、個数を超える分について)
- (2)飲物代、クリーニング代、電報・電話代、ホテルのルームボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用
- (3)傷害、疾病に関する治療費
- (4)渡航手続諸費用(旅券印紙代、証紙代、査証代、予防接種料金、傷害・疾病保険料及び渡航手続取扱料金)
- (5)旅客サービス施設使用料
- (6)運送機関の課す付加運賃・料金
- (7)日本国内における自宅から発着港までの交通費、宿泊費
- (8)希望するオプションツアーの旅行代金
- (9)税金(旅行日程に明示した都市の港湾・空港税等)

## 10. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供(遅延、目的地の変更等)当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ない理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます)を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ない時は、変更後に説明します。

## 11. 旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後には、次ぎの場合を除き旅行代金の変更は一切いたしません。

- (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に越えて増額または減額されるときは、旅行代金を変更します。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって16日前に於ける日より前にお客様に通知します。
- (2)前9項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少した場合は、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更いたします。
- (3)運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約成立後には契約書面に帰すべき事由によらず当該人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

## 12. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、交替に要する所定の金額の手数料をお支払いいただきます。なお契約上の地位の譲渡は、当社が承諾した時に効力が生ずるものとし、以後、契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。

## 13. お客様からの旅行契約の解除

### (1)旅行開始前

お客様は、第15項に定める取消料(おひとり様につき)をお支払いいただいた上で、いつでも旅行契約を解除することができます。但し契約解除のお申出の受付は、お申込みされた当社の営業時間内とします(営業時間終了後に着信したフォクシミリ、電子メール等は翌営業日の受付となります) 通信契約を解除する場合、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして取消料の支払いを受けます。

- (2)お客様は次にあげる場合においては上記の取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
- (a)別表の左欄に記載する契約内容の重要な変更があった場合。
- (b)第11項に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
- (c)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となった時、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (d)当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (e)当社がお客様に対して第6項の期日までに「最終行程表」を交付しなかったとき。

### 14. 当社による旅行契約の解除(旅行開始前)

(1) お客様が第7項の期日までに旅行代金を支払われなかったときは当社はその翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとすることがあります。この場合取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

(2) 当社は次にあげる場合お客様に理由を説明して契約を解除することがあります

- a) お客様が当社が事前明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが判明した場合。
- b) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の理由により当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- c) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき
- d) お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- e) お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合海外旅行にあっては、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目、第15項に規程するピーク時に旅行を開始するものについては33日目に当たる日までに旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- f) 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しえない事由が生じ

た場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。

g) 当社は本項(2)により契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)の全額を払戻します。

## 15. 取消料(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって)

### 海外旅行

| 旅行契約の解除日        | 取消料         |
|-----------------|-------------|
| 31日前まで          | 無料          |
| 30日前より3日前まで     | 旅行代金全額の20%  |
| 旅行開始日の前々日より当日まで | 旅行代金全額の50%  |
| 旅行開始後および無連絡不参加  | 旅行代金全額の100% |

ピーク時の場合 4月27日～5月6日 7月20日～8月31日  
12月20日～1月7日に旅行を開始する場合

| 旅行契約の解除日        | 取消料         |
|-----------------|-------------|
| 41日前まで          | 無料          |
| 40日前より31日前まで    | 旅行代金全額の10%  |
| 30日前より3日前まで     | 旅行代金全額の20%  |
| 旅行開始日の前々日より当日まで | 旅行代金全額の50%  |
| 旅行開始後および無連絡不参加  | 旅行代金全額の100% |

注) 旅行契約締結後、お客様のご都合で出発日・コース・宿泊ホテル等変更される場合には上記の取消料が適用されます。なお、複数人数でご参加で、一部のキャンセルの場合は、ご参加のお客様から1室ご利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

## 16. お客様による契約の解除(旅行開始後)

(a) お客様のご都合により途中で契約を解除または一時離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。

(b) お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は当該不可能になった旅行サービス提供にかかる部分の契約を解除することができます。この場合当社は旅行代金の内当該旅行サービスの提供にかかる部分をお客様に払戻しいたします。

## 17. 当社からの旅行契約の解除(旅行開始後)

(1) 当社は次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行契約の一部を解除する場合があります。この場合、旅行代金の内お客様が提供を受けられない旅行サービスの提供部分を払戻しいたします。

- a) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
- b) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従われないなど団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- c) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。

(2) 当社が本項(1)の規定に基づき契約の解除をしたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務は有効な弁済がなされたものとします。当社は旅行代金の内お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに対して取消料、違約金その他既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用を差し引いた金額をお客様に払い戻します。

(3) 当社は本項 a, b, c により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発日に戻るための必要な手配を引受けます。この場合に要する一切の費用はお客様のお負担となります。

## 18. 旅行代金の払戻し

(1) 当社は第11項(1)(2)(3)の規定により旅行代金を減額した場合は第13項から17項までの規定による契約の解除によって、お客様に対して払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除にあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除にあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対して当該金額を払戻しいたします。但し、第19項(1)のクーポン類の引渡し後の払戻しに際して当該クーポン類を当社に提出していただく必要があり、それらの提出がない場合は旅行代金の払戻しができないことがあります。

(2) 通信契約を締結したお客様に本項(1)の払い戻すべき金額が生じたときは、当社は提携会社のカード規約にしたがって払い戻します。この場合において当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては、解除の翌日から起算して7日以内に減額または旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し払い戻すべき額を通知するものとし、お客様に当該通知をおこなった日をカード利用日とします。

## 19. 添乗員等

(1) 添乗員同行と記載されたコースを除き添乗員は同行しません。お客様が旅行サービスを受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスを受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。なお現地における当社の連絡先は「行程ご案内」又は「契約書面」に明示します。又天候等不可抗力により旅行サービスの受領ができなくなった場合は、当該部分の代替サービスの手配や手続きはお客様ご自身でおこなっていただきます。

(2) 添乗員同行と記載されたコースには添乗員が同行し、原則として契約書面に定められた行程を安全かつ円滑に実施するために必要な業務を行います。添乗員の業務の時間帯は原則として8時から20時までとします。

(3) お客様は、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員又は現地係員等当社の指示に従わなければならないとします。

## 20. 保護措置の実施

当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責任に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。

## 21. 当社の責任

(1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、

手荷物の損害は損害発生の日から14日以内に当社に対して通知があったときに限りお客様1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失があったときを除きます）として賠償します

(2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社又は手配代行者の関与しない事由により損害を被ったときは、当社は本項

(1) の場合を除きその損害を賠償する責任を負うものではありません。

## 22. 特別補償

(1) 当社は前項(1)に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社約款特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は携帯品に被られた一定の損害について、旅行者1名につき死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として2万円～10万円、携帯品にかかる損害補償金（15万円を限度、ただし1個又は1対についての補償限度は10万円）を支払います。

ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済のフィルム、CD-ROM、光ディスク等記録媒体に書かれた原稿（記録媒体自体は補償対象）その他同規定第18条2項に定める品目については補償しません。

(2) 本項(1)の損害について当社が前項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害補償金の額の限度において、当社が支払うべき本項(1)の補償金は当該損害補償金とみなします。

(3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害がお客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反、法令に違反するサービス提供の受領、山岳登山（ビッケル等の登山用具を使用するもの）、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等同規程3条及び第5条に該当する場合は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。

(4) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として別途の旅行代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行については、主たる契約の一部として取扱います。

(5) 契約書面において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切おこなわれない旨が明示された日については当該日にお客様が被られた損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り募集型企画旅行参加中とはいたしません。

## 23. 旅程保証

(1) 当社は下記別表①左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金と同表記載の率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し支払います。

(又は、お客様ご了承のうえ、同額の品物あるいはサービスの提供になる場合があります。) 但し、当該変更について当社に第17項(1)の規定に基づく責任があることが明らか場合はこの限りではありません。

別表①

| 変更補償金が必要となる変更  | 一件あたりの率(%) |       |
|--|------------|-------|
|  | 旅行開始前      | 旅行開始後 |
| 1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更  | 1. 5       | 3. 0  |
| 2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます）その他の旅行の目的地の変更                                   | 1. 0       | 2. 0  |
| 3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです） | 1. 0       | 2. 0  |
| 4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更  | 1. 0       | 2. 0  |
| 5. 契約書面に記載した（本邦内）の旅行開始地たる空港・港又は旅行終了地たる空港・港の異なる便又は航路の変更                               | 1. 0       | 2. 0  |
| 6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更   | 1. 0       | 2. 0  |
| 7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更   | 1. 0       | 2. 0  |
| 8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更  | 2. 5       | 5. 0  |

(2) 当社は次にあがる事由による変更については、変更補償金をお支払いしません。

(a) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、遅延等当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命・身体の安全確保のための必要な措置としての変更。

(b) 第13項、第17項の規定により、募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかわる変更。

(3) 当社がお支払いする変更補償金の額は、お客様1名に対して旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。又、変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は変更補償金をお支払いしません。

(4) 当社が本項(1)の規定に基づく変更補償金をお支払いした後、当該変更について、当社に第21項(1)の規定に基づく責任が発生す

ることが明らかになった場合には、当社は既にお支払いした変更補償金の額を差引いた額の損害賠償金をお支払いします。

## 24. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為により当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けず。

(2) お客様は当社から提供される情報を活用し、お客様の権利義務、その他契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものを認識したときは、旅行地において速やかに当社の手配代行者又は手配サービス提供者にその旨を申出なければなりません。

## 25. 海外旅行傷害保険への加入

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。又事故の場合加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実状です。これらの治療費、移送費、又死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内傷害保険に加入されることを勧めします。詳細は係員にお問合わせください。

## 26. 事故等のお申し出について

旅行中に事故などが生じた場合は直ちに「行程ご案内」等でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし通知できない事情がある場合はその事情がなくなり次第ご通知ください）

## 27. 旅行条件・旅行代金の基準期日

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は当該パンフレット等に明示した日となります。

## 28. 個人情報の取り扱いについて（重要）

(1) 当社は旅行申込みの際提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において、運送、宿泊機関等（主要なものについては各コース等に記載されています）の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲で利用させていただきます。

(2) このほか当社の商品ご案内や、キャンペーン等のご案内アンケートのお願い等にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(3) 当社が取得する個人情報はお客様の氏名、年齢、性別、電話番号、住所、メールアドレス、その他コースにより当社が旅行を実施するうえで必要となる最小限の範囲のお客様の個人情報とします。又介助者の同行、車椅子の手配等特別な配慮を必要とする場合で、当社が可能な範囲内でこれに応じる（又は応じられない旨の回答をする）目的のため、上記以外の個人情報を取得させていただくことがあります。これは当社が手配をするうえで必要な範囲内とします。

(4) 当社が本項(3)の個人情報を取得することについてお客様の同意を得られない場合は、当社は募集型企画旅行契約の締結に応じられないことがあります。また同意を得られないことによりお客様のご希望される手配等がおこなえない場合があります。

(5) 当社はお申込みいただいた旅行の手配のために、運送、宿泊機関等に対しお客様の氏名、年齢、性別、電話番号、その他を必要な範囲内で情報を予め電子的方法等で送付することにより提供いたします。

## 29. ご注意

(1) お客様のご都合による航空機の変更又は船舶の変更等

行程の変更はできません。

(2) 交通機関の渋滞等、当社の責に帰すべき事由によらずお乗り遅れの場合は別途船券の購入が必要となりますこの場合はすでにご購入の船券の払戻しはありません。

(3) 悪天候等、お客様の責に帰すべき事由によらず旅行サービスの受領ができなくなった場合第16項の規程により当該サービスに対して取消料、違約料等支払うべき費用を差し引いた金額をお客様に払い戻します。ただし代替サービスの宿泊費、交通費等はお客様のご負担となります。

旅行企画・実施：観光庁長官登録旅行業第1101号

株式会社ヴィーナストラベル

下関支店

〒750-0066 山口県下関市東大和町1-10-60 関釜フェリー内

☎083-228-0777

総合旅行業務取扱管理者 中野 洋平

(社) 日本旅行業協会正会員

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく取扱管理者にご質問ください。

2020年4月